

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第8号	<p>1 件 名 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について</p> <p>2 提案理由等 令和4年第4回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号）第2条に基づき、教育長専決をもってこれに同意したので、報告し、その承認を求めるもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 人事委員会の勧告等に伴う職員の勤勉支給月数の引上げ等の所要の改正、及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の運用方針等の一部改正を踏まえた所要の改正をしようとするもの。 (2) 改正の概要 ア 給料表の引上げ （30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定 （平均+0.21%）） イ 期末手当の改定 （一般職+0.10月分、特別職及び再任用職員+0.05月分） ウ 非常勤職員に対する退職手当の支給要件の緩和 （勤務した日 月18日以上→月18日） (3) 施行日 公布の日（一部令和5年4月1日）</p> <p>4 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第25号議案	<p>1 件 名 茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 茨城県県立高等学校学則（昭和35年教育委員会規則第7号）について、令和5年度の募集定員や過去の再編整備の年次進行に伴う変更等を踏まえ、令和5年4月1日の県立高等学校の学科及び生徒定員を定めるため、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 （1）改正の概要 ①次に掲げる変更を踏まえ、【別表第1】を改める。 ア 令和5年度の学級減による定員変更等 イ 過去の学級減・再編整備の年次進行に伴う定員変更等 ウ 備考欄の記載内容の変更 ②通信教育の関係省令の一部改正を踏まえ、通信制課程に係る規定を改める。 ア 協力校の規定を通信教育連携協力施設の規定に改正【第34条】 イ 水戸南高校（通信制課程）の定員変更【別表第1】 ウ 通信教育連携協力施設ごとの定員の設定【別表第3】</p> <p>（2）施行期日 令和5年4月1日</p> <p>4 提 案 課 学校教育部高校教育課</p>	資料 番号 ②